

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳ネットワークに関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。

評価実施機関名

大阪府知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年8月3日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する業務は「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を府内市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び通知 ②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供 ③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に行う本人確認情報照会要求の仲介 ⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示 ⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、市町村における市町村CS、大阪府における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①府内市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への附票本人確認情報の提供 ③住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う附票本人確認情報照会要求の仲介 ⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する附票本人確認情報の表示 ⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。

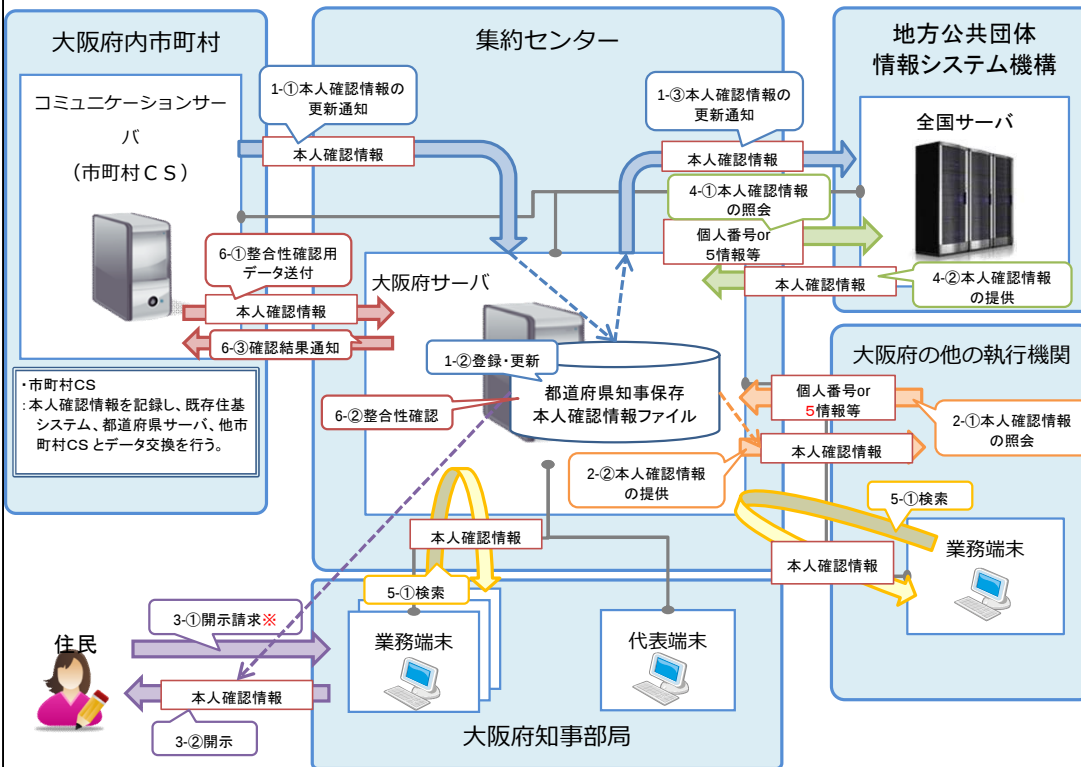
	1. 本人確認情報の更新 ：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ：大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、5情報又はその他住民票関係情報に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3. 本人確認情報の開示 ：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。
②システムの機能	4. 機構への情報照会 ：大阪府知事部局及び他の執行機関が全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 ：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 ：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 ：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ：大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の5情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 ：法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 ：附票全国サーバに対して住民票コード又は5情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 ：附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 ：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③大阪府の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③大阪府の他の執行機関からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。
②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	大阪府総務部市町村局行政課	
②所属長の役職名	課長	
8. 他の評価実施機関		

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



- ・大阪府サーバ
：大阪府内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、大阪府内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。
- ・全国サーバ
：機関に設置される、全国民の本人確認情報を記録、保存するサーバ。
- ・代表端末
：住基ネットのうち、大阪府サーバが処理をする情報の送受信を行い、大阪府サーバと業務端末とを中継するため、大阪府庁に設置する電子計算機。
- ・業務端末
：住基ネットのうち、大阪府サーバ及び代表端末にネットワークで接続し業務を行う電子計算機及びこれに接続するプリンタ及び業務に必要な認証を受けるため、生体情報に不可逆演算処理を施した情報を読み取る機能を有する装置。

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

大阪府内市町村

コミュニケーションサーバ
(市町村CS)

1-①附票本人確認情報の更新通知
附票本人確認情報

6-①整合性確認用データ送付
附票本人確認情報

6-③確認結果通知

・市町村CS
: 附票本人確認情報を記録し、戸籍附票システム、附票都道府県サーバ、他市町村CSとデータ交換を行う。

集約センター

1-③附票本人確認情報の更新通知
附票本人確認情報

4-①附票本人確認情報の照会
5情報等

附票大阪府サーバ

1-②登録・更新
都道府県知事保存
附票本人確認情報ファイル

6-②整合性確認

2-②附票本人確認情報の提供
個人番号

大阪府の他の執行機関

附票全国サーバ

4-②附票本人確認情報の提供
附票本人確認情報
個人番号

5情報等

2-①附票本人確認情報の照会

大阪府知事部局

大阪府サーバ

附票本人確認情報
個人番号*

5-①検索

業務端末

代表端末

5-①検索

3-①開示請求
附票本人確認情報
3-②開示

住民

大阪府知事部局

・附票大阪府サーバ
: 大阪府内の市町村の附票本人確認情報を管理し、大阪府内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う(全国にある都道府県サーバは1拠点(集約センター)に集約されている。)

・附票全国サーバ
: 機密に設置される、全国民の附票本人確認情報を記録、保存するサーバ。

・代表端末
: 住基ネットのうち、附票大阪府サーバが処理をする情報の送受信を行い、附票大阪府サーバと業務端末とを中継するため、大阪府庁に設置する電子計算機。

・業務端末
: 住基ネットのうち、附票大阪府サーバ及び代表端末にネットワークで接続し業務を行う電子計算機及びこれに接続するプリンタ及び業務に必要な認証を受けるため、生体情報に不可逆演算処理を施した情報を読み取る機能を有する装置。

・業務端末
：住基ネットのうち、附票大阪府サーバ及び代表端末にネットワークで接続し業務を行う電子計算機及びこれに接続するプリンタ及び業務に必要な認証を受けるため、生体情報に不可逆演算処理を施した情報を読み取る機能を有する装置。

(備考)

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①大阪府内市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、大阪府内市町村CSを通じて大阪府サーバに通知する。
- 1-②大阪府サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①大阪府の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は5情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
※一括提供の方式により本人確認情報を提供・移転する場合には、大阪府知事において、総務部市町村局行政課に設置する業務端末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提供・移転する。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)
- 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①機構に対し、個人番号又は5情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①5情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存本人確認情報を検索する。

6.本人確認情報整合

- 6-①市町村CSより、大阪府サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②大阪府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③大阪府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①大阪府内市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、大阪府内市町村CSを通じて附票大阪府サーバに通知する。
- 1-②附票大阪府サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①大阪府の他の執行機関又は他部署において、5情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
※一括提供の方式により附票本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、総務部市町村局行政課に設置する業務端末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提供・移転する。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①機構に対し、5情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-①5情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存附票本人確認情報を検索する。

6.附票本人確認情報整合

- 6-①市町村CSより、附票大阪府サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-②附票大阪府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③附票大阪府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	大阪府内の住民(大阪府内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む	
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において大阪府内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月	
⑥事務担当部署	総務部市町村局行政課行政グループ	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (大阪府内市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (府内市町村CSを通じて入手する)	
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性		住基ネットは、住基法に基づいて、都道府県を介し市町村から機構へと本人確認情報を通知をする仕組みとなっていることから、都道府県知事が特定個人情報を入手することは妥当である。	
⑤本人への明示		・大阪府知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。 ・大阪府知事が保有する本人確認情報を使用することについて、住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)等及び大阪府ホームページに明示されている。	
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて大阪府内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
		変更の妥当性	—
⑦使用の主体		使用部署 ※	総務部市町村局行政課行政グループ
		使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		(ア)市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→府内市町村CS→大阪府サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(大阪府サーバ→全国サーバ)。 (イ)大阪府の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関→大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は5情報等を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関)。 (ウ)住民からの開示請求に基づき(住民→大阪府窓口(開示請求受付)→大阪府サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(大阪府サーバ→大阪府窓口(帳票出力)→住民)。 (エ)大阪府の知事部局における担当部署以外の部署が個人番号及び4情報等の組合せをキー検索する条件に該当する本人確認情報を表示する。 (オ)5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 (カ)都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(府内市町村CS→大阪府サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
		情報の突合 ※	(上記ア)都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (上記イ・エ・オ)大阪府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の5情報等との突合を行う。 (上記ウ)請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 (上記カ)市町村CSとの整合処理を実施するため、5情報等との突合を行う。

	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	全国の都道府県サーバを1拠点に集約化したことに伴い、特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバ(筐体)の運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実績状況)にて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/itakuekimuzukei.html
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (3) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	最新の情報に保ち、誤情報(旧情報)の提供を防ぐため、大阪府知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	大阪府の他の執行機関(大阪府教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、大阪府の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	大阪府の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (大阪府住民基本台帳法施行細則に基づく本人確認情報確認書の閲覧)
⑦時期・頻度	当該住民から開示請求があった都度、随時。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	大阪府の知事部局の他の部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☒ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	大阪府の知事部局の他の部署から検索要求があった都度、随時。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。都道府県サーバ集約センターへの入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び削除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（150年間）保管する。
③消去方法		・都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、復元できないように消去する仕組みになっている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領等にもとづき溶解処理等を行うとともに、記録簿にその記録を残す。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	大阪府内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において大阪府内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない))
その妥当性	・5情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された住民に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票大阪府サーバに連携する場合がある。提供後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和6年5月27日
⑥事務担当部署	総務部市町村局行政課行政グループ

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (大阪府内市町村) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (大阪府サーバ(※入手には該当しないが、大阪府サーバから個人番号を抽出する場合がある))	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。とされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏洩などの事件や障害は一度も発生していない。	
⑤本人への明示	・大阪府知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ・大阪府知事が保有する附票本人確認情報を使用することについて、住基法第30条の42(都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等)等及び大阪府ホームページに明示されている。 ※大阪府知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	
⑥使用目的 ※	特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の他の執行機関から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村局行政課行政グループ
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	大阪府の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関又は他部署→附票大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード又は5情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供・移転に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	
	情報の突合 ※	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報

	情報の統計分析 ※	該当なし。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		令和6年5月27日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用と同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実績状況)にて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	大阪府の他の執行機関(大阪府教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、大阪府の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	大阪府の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	大阪府の知事部局の他の部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上

⑥移転方法		☐ 庁内連携システム	☐ 専用線		
		☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
		☐ フラッシュメモリ	☐ 紙		
		☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)			
⑦時期・頻度		大阪府の知事部局の他の部署から検索要求があった都度、随時。			
移転先2～5					
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。都道府県サーバ集約センターへの入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。			
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない			
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。			
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。			
7. 備考					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 漢字 9. 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11. 最終住所 外字数 12. 異動年月日 13. 旧住民票コード 14. 附票管理市町村コード 15. 附票本人確認情報状態区分 16. 外字フラグ 17. 外字パターン 18. 通知区分 19. 旧氏 漢字 20. 旧氏 外字数 21. 旧氏 ふりがな 22. 旧氏 外字変更連番

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	入手する特定個人情報は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、府内市町村CSから対象者以外の本人確認情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行っている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	入手する情報については、法令により市町村から受けることとされているものに限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手方法については、住基法第30条の6第1項に基づく府内市町村CSからの通知に限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	入手する特定個人情報は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。制度上、入手する特定個人情報の真正性は、府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行っている。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	府内市町村において真正性が確認された情報を府内市町村CSを通じて入手できることについて、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である府内市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	大阪府サーバは、宛名システム等とは接続しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	大阪府サーバは、住民基本台帳ネットワークシステム以外のその他の庁内システムとは接続しない。	
その他の措置の内容	—(他のシステム等と接続を行っていないことから当該リスクは存在しないため、次項については空欄とする。)	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	照合ID及び生体認証(静脈認証)によるユーザー認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム使用者の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与日時等を管理をしている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接本人確認情報に関与しない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	都道府県サーバの運用管理を行っている委託先以外は、特定個人情報ファイルを複製できないことをシステム上担保している。また、委託先においても、適切なシステム運用管理権限を有する者以外は、定期運用に基づくバックアップ時等以外では複製できないことをシステム上担保している。加えて、当該バックアップ時等以外にファイルを複製しないよう、上記の権限を有する者に研修を実施している。更に、委託契約の中で、個人情報取扱特記事項を定め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、義務に違反した場合、契約の解除や損害賠償を請求する旨を規定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先(再委託先)に本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。また、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・契約書に基づき、委託業務に係る作業者名簿を提出させ、作業者を限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である本府は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	
	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務において、委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務において委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、本府職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託先の個人情報保護管理体制に関する調査を行うことができる規定等を契約書において定めるとともに、本府と同様の安全管理措置を義務付ける。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・都道府県サーバの構築・運用等を行う再委託先については、平成25年1月24日に開催された都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)において審査のうえ策定された入札の評価基準により選定されているため、構築・運用等の適正が担保されている。 ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付けるとともに、委託先に対して定期的に実施状況等を報告させること等により、必要かつ適切な監督を行っている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、5情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	以下の法令等に基づいて、特定個人情報の提供・移転を行っている。 ・住基法第30条の7（都道府県から機構への本人確認情報の通知等） ・住基法第30条の15（本人確認情報の利用） ・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則 ・大阪府本人確認情報利用手続要領 また、大阪府独自で導入している大阪府庁内に設置された住基ネット機器の監視を行う監視サーバを活用した常時監視やシステム操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）の確認によって、上記法令等に基づいた特定個人情報の提供・移転が行われていることの確認を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・なお、相手方（全国サーバ）と大阪府サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・また、大阪府の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。 ・提供先・移転先における特定個人情報の用途については、住基法等で制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（全国サーバ）と大阪府サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・また、情報を暗号化し格納した媒体による情報の提供・移転が必要な場合には文書による確認を実施し、法令上の根拠のない相手先へ情報の提供・移転を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 主に下記の対策を講じている。 ・ファイアーウォールの導入、ファイアーウォールログの解析 ・専用回線の利用 ・データの暗号化 ・サーバ間の相互認証 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・OSのセキュリティ更新プログラム、住基ネットアプリケーションの修正プログラムを配信の都度更新する。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

	その内容	①府の委託事業受託事業者において、事業者が利用登録施設を電子メールで送信する際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(145名分) ②協会会員に対し、電子メールで送信した際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(118名分) ③電子メールを送信する際に「BCC」欄にアドレスを入力すべきところを誤って「CC」欄に入力したため、電子メールアドレスが互いに見える状態で送信した。(123名分) ④講演会の申込者の個人情報のデータをホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできる状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「Bcc」欄にアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し一斉送信を行ったため、アドレスが互いに見える状態となった。(111名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。
	再発防止策の内容	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。 ③庁外に多数の電子メールを送信する際には、「BCC」欄にアドレスを入力しているかを、複数人で確認することを再度徹底し、安心一斉送信システムも活用する。 ④ホームページの更新作業マニュアルを作成し、操作手順や掲載するデータに個人情報が含まれていないかを複数人で確認することを徹底する。 ⑤庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。
⑩死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した本人確認情報は、システムにて自動判別のうえ、復元できないように消去を行っている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行っている。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を府内市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	府内市町村において真正性が確認された情報を府内市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、既に削除されているものに対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	附票大阪府サーバは、宛名システム等とは接続しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	附票大阪府サーバは、住民基本台帳ネットワークシステム以外のその他の庁内システムとは接続しない。	
その他の措置の内容	—(他のシステム等と接続を行っていないことから当該リスクは存在しないため、空欄とする。)	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	照合ID及び生体認証(静脈認証)によるユーザー認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム使用者の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与日時等を管理をしている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接附票本人確認情報に関与しない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	都道府県サーバの運用管理を行っている委託先以外は、特定個人情報ファイルを複製できないことをシステム上担保している。また、委託先においても、適切なシステム運用管理権限を有する者以外は、定期運用に基づくバックアップ時等以外では複製できないことをシステム上担保している。加えて、当該バックアップ時等以外にファイルを複製しないよう、上記の権限を有する者に研修を実施している。更に、委託契約の中で、個人情報取扱特記事項を定め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、義務に違反した場合、契約の解除や損害賠償を請求する旨を規定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の附票本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託先(再委託先含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。また、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・契約書に基づき、委託業務に係る作業者名簿を提出させ、作業者を限定している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である本府は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、本府職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託先の個人情報保護管理体制に関する調査を行うことができる規定等を契約書において定めるとともに、本府と同様の安全管理措置を義務付ける。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付けるとともに、委託先に対して定期的の実施状況等を報告させること等により、必要かつ適切な監督を行っている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、5情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	以下の法令等に基づいて、特定個人情報の提供・移転を行っている。 ・住基法第30条の15（本人確認情報の利用） ・住基法第30条の42（都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等） ・住基法第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則 ・大阪府本人確認情報利用手続要領 また、大阪府独自で導入している大阪府庁内に設置された住基ネット機器の監視を行う監視サーバを活用した常時監視やシステム操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）の確認によって、上記法令等に基づいた特定個人情報の提供・移転が行われていることの確認を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・相手方（附票全国サーバ）と附票大阪府サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 また、大阪府の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。 ・提供先・移転先における特定個人情報の用途については、住基法等で制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方（附票全国サーバ）と附票大阪府サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 また、情報を暗号化し格納した媒体による情報の提供・移転が必要な場合には文書による確認を実施し、法令上の根拠のない相手先へ情報の提供・移転を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	主に下記の対策を講じている。 ・ファイアーウォールの導入、ファイアーウォールログの解析 ・専用回線の利用 ・データの暗号化 ・サーバ間の相互認証 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・OSのセキュリティ更新プログラム、住基ネットアプリケーションの修正プログラムを配信の都度更新する。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	①府の委託事業受託事業者において、事業者が利用登録施設を電子メールで送信する際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(145名分) ②協会会員に対し、電子メールで送信した際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(118名分) ③電子メールを送信する際に「BCC」欄にアドレスを入力すべきところを誤って「CC」欄に入力したため、電子メールアドレスが互いに見える状態で送信した。(123名分) ④講演会の申込者の個人情報のデータをホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできる状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「Bcc」欄にアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し一斉送信を行ったため、アドレスが互いに見える状態となった。(111名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	
	再発防止策の内容	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。 ③庁外に多数の電子メールを送信する際には、「BCC」欄にアドレスを入力しているかを、複数人で確認することを再度徹底し、安心一斉送信システムも活用する。 ④ホームページの更新作業マニュアルを作成し、操作手順や掲載するデータに個人情報が含まれていないかを複数人で確認することを徹底する。 ⑤庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。	

⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、大阪府の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存されるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない) ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	・都道府県サーバ集約センターにおいて、年に1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検を実施する。 ・大阪府においては、所属長が、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則に基づいて月に1度自己点検を実施する。 ・点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	・個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づき、特定個人情報の管理状況について、個人情報取扱事務総括者が定期的に監査を実施しつつ、必要に応じて随時に実施する。 ・情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、必要に応じて随時に監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	・住基ネットを操作しようとする者に対し、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、確認テストに合格した者のみに操作権限を付与している。 ・操作者及び責任者に対し、年に1度、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、又、欠席者に対しては研修内容を伝達し、全操作者及び責任者に研修内容の確認テストを実施している。 ・違反行為をした者には、住民基本台帳法の罰則規定や地方公務員法の懲戒処分等があり、一定の制裁措置が法令上定められている。また、委託業者の個人情報の保護については、契約書において特記事項を定め遵守を義務付けている。	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 総務部市町村局行政課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-9109
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本府ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 （手数料額、納付方法：閲覧は無料。写しの交付を希望する場合は、実費相当額を負担。 ）
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	本人確認情報の記録、保存、通知、利用提供、開示、不服申立て等処理事務
公表場所	大阪府庁本館 公文書総合センター（府政情報センター）
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部市町村局行政課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-9109
②対応方法	問合せの受付時に、問合せに対する対応について記録を残す

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5年11月1日～同年11月30日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	○Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱い委託について 情報保護管理体制の確認について 今の時代システムはどんどん新しくなり、情報保護の管理は常に進化しているため、「十分である」という表現はおかしいのではないか。見直し改善について明記してほしい。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	2023/12/11
②方法	大阪府個人情報保護審議会へ諮問
③結果	以下のとおり答申を得た。 本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に定める審査の観点に基づき点検した結果、指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。 また、本評価書の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものと認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 (具体的な方法)	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、システム利用部署に提供し、システム利用部署にて不正アクセスがないことを確認している。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。	事後	重要な変更に当たらない。 リスクを明らかに軽減させる 変更であるため。
平成27年9月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で 使用するリスク リスクに対する措置の内容	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、システム利用部署に提供し、システム利用部署にて不正アクセスがないことを確認している。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・システム使用者(市町村課職員)への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者(市町村課職員)への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	事後	重要な変更に当たらない。 リスクを明らかに軽減させる 変更であるため。
平成28年12月1日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)2. 大阪府の他の執行 機関への情報提供	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、個人番号を利用する事務については総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、専用線を用いて提供する。また、個人番号を利用しない事務については代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月1日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)5. 本人確認情報検索 に伴う本人確認情報の表示 事務	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務 5-①個人番号又は4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務 5-①個人番号又は4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、個人番号を利用する事務については総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、専用線を用いて提供する。また、個人番号を利用しない事務については代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	フラッシュメモリ、その他、電子記録媒体の項目に○	フラッシュメモリ、その他、専用線、電子記録媒体の項目に○	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥提供方法	フラッシュメモリ、その他、電子記録媒体の項目に○	フラッシュメモリ、その他、専用線、電子記録媒体の項目に○	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月1日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)2. 大阪府の他の執行 機関への情報提供	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、個人番号を利用する事務については総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、専用線を用いて提供する。また、個人番号を利用しない事務については代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務 5-①.個人番号又は4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、個人番号を利用する事務については総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、専用線を用いて提供する。また、個人番号を利用しない事務については代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務 5-①.個人番号又は4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066 総務部市町村課行政グループ 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-9109	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 総務部市町村課行政グループ 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-9109	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年2月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 土屋 俊平	課長	事後	様式変更による変更のため
令和2年5月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	大阪府では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、住基法に以下の用途に用いられることが規定されている。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うこと、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられることが住基法に規定されている。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	事後	重要な変更にあたらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)や、行政における事務の合理化につながるが見込まれる。	本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)や、行政における事務の合理化につながるが見込まれる。	事後	重要な変更にあたらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	重要な変更にあたらない。 番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更のため。
令和2年5月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)3. 本人確認情報の開示に関する事務	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない) 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。	事後	重要な変更にあたらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	重要な変更にあたらない。 実際の保有日を記載したことによる軽微な修正による変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	住基ネットは、住基法に基づいて、都道府県を介し市町村から機構へと本人確認情報を通知をする仕組みとなっていることから、都道府県知事が特定個人情報を入手することは妥当である。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	大阪府知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	・大阪府知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。 ・大阪府知事が保有する本人確認情報を使用することについて、住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)等及び大阪府ホームページに明示されている。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	(ア)市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→府内市町村CS→大阪府サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(大阪府サーバ→全国サーバ)。 (イ)大阪府の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関→大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関)。 (ウ)住民からの開示請求に基づき(住民→大阪府窓口→大阪府サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(大阪府サーバ→帳票出力→住民)。 (エ)大阪府の他の部署が個人番号及び4情報等の組合せをキー検索する条件に該当する本人確認情報を表示する。 (オ)都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→大阪府サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	(ア)市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→府内市町村CS→大阪府サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(大阪府サーバ→全国サーバ)。 (イ)大阪府の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関→大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関)。 (ウ)住民からの開示請求に基づき(住民→大阪府窓口(開示請求受付)→大阪府サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(大阪府サーバ→大阪府窓口(帳票出力)→住民)。 (エ)大阪府の知事部局における担当部署以外の部署が個人番号及び4情報等の組合せをキー検索する条件に該当する本人確認情報を表示する。 (オ)都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報の提供を受け(市町村CS→大阪府サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の突合	(上記ア)都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (上記イ・エ)大阪府の執行機関等からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 (上記ウ)請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 (上記オ)市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。	(上記ア)都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、提供された本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (上記イ・エ)大阪府の執行機関等からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 (上記ウ)請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 (上記オ)市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱い ① 委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱い ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される大阪府サーバ(筐体)の運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	全国の都道府県サーバを1拠点に集約化したことに伴い、特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される大阪府サーバ(筐体)の運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先 ② 提供先における用途	大阪府知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	大阪府知事より提供された本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先 ③ 提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更には当たらない。 番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先 ③ 移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更に当たらない。 番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更のため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。都道府県サーバ集約センターへの入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、復元できないように消去する仕組みになっている。	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、復元できないように消去する仕組みになっている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領等にもとづき溶解処理等を行うとともに、記録簿にその記録を残す。	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事後	重要な変更に当たらない。 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)施行に伴う変更のため
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、府内市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村側の確認により保障されるため、府内市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。	入手する特定個人情報は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、府内市町村CSから対象者以外の本人確認情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	入手する情報については、法令により市町村から受けることとされているものに限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住基法第30条の6第1項に基づく府内市町村CSからの通知に限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	本人確認情報の入手方法については、住基法第30条の6第1項に基づく府内市町村CSからの通知に限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	市町村CSから通知される本人確認情報を保存するため、制度上、対象者の真正性の担保は、市町村の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際など、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。	入手する特定個人情報とは、府内市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。制度上、入手する特定個人情報の真正性は、府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性確保の措置の内容	府内市町村において真正性が確認された情報を府内市町村CSを通じて入手できることを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	府内市町村において真正性が確認された情報を府内市町村CSを通じて入手できることについて、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。		重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	・システム使用者(市町村課職員)の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与日時等を管理をしている。	・システム使用者の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与日時等を管理をしている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3 リスクに対する措置の内容	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者(市町村課職員)への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、使用者に研修を実施するとともに、委託先には運用委託監視契約の中で、個人情報取扱特記事項を定め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、義務に違反した場合、契約の解除や損害賠償を請求する旨を規定している。	都道府県サーバの運用管理を行っている委託先以外には、特定個人情報ファイルを複製できないことをシステム上担保している。また、委託先においても、適切なシステム運用管理権限を有する者以外には、定期運用に基づくバックアップ時等以外では複製できないことをシステム上担保している。加えて、当該バックアップ時等以外にファイルを複製しないよう、上記の権限を有する者に研修を実施している。更に、委託契約の中で、個人情報取扱特記事項を定め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、義務に違反した場合、契約の解除や損害賠償を請求する旨を規定している。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構へ委託することを議決している。 ・委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である本府は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を契約書において定めるとともに、本府と同様の安全管理措置を義務付ける。	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託先の個人情報保護管理体制に関する調査を行うことができる規定 等を契約書において定めるとともに、本府と同様の安全管理措置を義務付ける。	事後	重要な変更には当たらない。 改正マイナバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	・都道府県サーバの構築・運用等を行う再委託先については、平成25年1月24日に開催された都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)において審査のうえ策定された入札の評価基準により選定されているため、構築・運用等の適正が担保されている。 ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付けるとともに、委託先に対して定期的に実施状況等を報告させること等により、必要かつ適切な監督を行っている。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他のリスク	再委託先の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。	-	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	住基法第30条の7(都道府県から機構への本人確認情報の通知等) 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準 大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領・細則	以下の法令等に基づいて、特定個人情報の提供・移転を行っている。 ・住基法第30条の7(都道府県から機構への本人確認情報の通知等) ・住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) ・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則 ・大阪府本人確認情報利用手続要領 また、大阪府独自で導入している大阪府庁内に設置された住基ネット機器の監視を行う監視サーバを活用した常時監視やシステム操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)の確認によって、上記法令等に基づいた特定個人情報の提供・移転が行われていることの確認を行っている。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2	相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。	・相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。 ・提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事後	重要な変更には当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	事後	重要な変更当たらない。 改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	①ホームページ上に添付されていたパワーポイント・エクセル形式のファイルの中のグラフ・表上で一定の操作を行うと個人情報記載されたデータが表示される状態となっていた。判明後直ちに当該ファイルを削除した。(2件 16,059名分) ②アンケート調査結果のホームページにリンクされていたエクセル形式のファイル中の表に、個人情報が記載されたデータが閲覧可能な状態となっていた。判明後直ちに該当のエクセルファイルを削除した。(136名分) ③講習会修了証の交付の際に、受講申込者一覧表を収めたファイルを紛失した。その後、受講者に電話で確認を行い、当該ファイルを誤って持ち帰った受講者を発見し、受講者の自宅を訪問し当該ファイルを回収した。(546名分) ④システム更新業務委託の成果品として納品された個人情報が記録されたノートパソコン等が入ったパソコンケースをシステム運用に備え、物品倉庫で一時的保管していたところ、所在不明となっていることが判明した。物品倉庫や執務室等を捜索したが発見されず、警察に被害届を提出した。(2,182名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	①講座終了後に、参加予定者一覧表を紛失した。講座の委託業者が誤って受講者に書類と共に参加予定者一覧表を渡してしまったことが判明し、受講者から回収した。(219名分) ②倉庫に保管していた職員の個人情報を含む書類を委託業者が誤って廃棄した。(17903名分) ③ホームページに掲載したエクセルデータに個人情報が記載されたシートが添付されていた。閲覧者からの指摘による判明後、直ちに当該エクセルデータを削除した。(329名分) ④電子メールを送信する際、「BCC」欄にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し、メールアドレスが互いに見える状態で送信してしまった。(192名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	事後	重要な変更当たらない。 情報の時点修正に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	①②ホームページにグラフ等を掲載する場合は画像データで貼り付ける、ホームページ作成時に複数人で確認するなど、具体的な注意事項を各所属に周知した。 ③本業務に従事する職員に対し、関係書類の厳重管理について注意喚起を行った。また、業務実施の際に不必要な書類等が紛れていないか職員が十分確認すること等を徹底した。 ④倉庫への出入り・物品管理を厳格化し、物品倉庫の鍵を金庫で保管することとし、また、個人情報の取り扱いルールと管理を再度徹底した。	①持ち出した個人情報は、ファイルに綴じ込む等他の書類と紛れないよう徹底した。 ②委託業者が入室可能な倉庫に、府の書類を置かないよう管理した。 ③ホームページにデータを掲載する際は、新しいファイルに添付する等した上で、複数の職員で確認した。 ④安心一斉送信システムを活用するとともに、送信前に別の職員によるチェックを徹底した。	事後	重要な変更当たらない。 情報の時点修正に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	【ファイル上の個人ごとの消去】 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後システム的に消去する。 【物理的なファイル全体の消去】 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、大阪府行政文書管理規則にもとづき溶解処理等を行う。	・住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した本人確認情報は、システムにて自動判別の上、復元できないように消去を行っている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	事後	重要な変更当たらない。 軽微な文言の修正による変更のため。
令和2年5月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	年に1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検を実施する。点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。	・都道府県サーバ集約センターにおいて、年に1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検を実施する。 ・大阪府においては、所属長が、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則に基づいて月に1度自己点検を実施する。 ・点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。	事後	重要な変更当たらない。 改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	評価書の記載内容どおりに運用がなされているか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。	・個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づき、特定個人情報の管理状況について、個人情報取扱事務総括者が定期的に監査を実施しつつ、必要に応じて随時に実施する。 ・情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、必要に応じて随時に監査を行う。	事後	重要な変更当たらない。 改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に伴う変更であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発	・操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。 ・違反行為をした者には、住民基本台帳法の罰則規定や地方公務員法の懲戒処分等があり、一定の制裁措置が法令上定められている。また、委託業者の個人情報の保護については、契約書において特記事項を定め遵守を義務付けている。	・住民基本台帳ネットワークシステムに接続しようとする者に対し、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、確認テストに合格した者のみに操作権限を付与している。 ・操作者及び責任者に対し、年に1度、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、又、欠席者に対しては研修内容を伝達し、全操作者及び責任者に研修内容の確認テストを実施している。 ・違反行為をした者には、住民基本台帳法の罰則規定や地方公務員法の懲戒処分等があり、一定の制裁措置が法令上定められている。また、委託業者の個人情報の保護については、契約書において特記事項を定め遵守を義務付けている。	事後	重要な変更にあたらない。 改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅴ 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	大阪府庁本館1階 公文書総合センター（府政情報センター）	大阪府庁本館5階 公文書総合センター（府政情報センター）	事後	重要な変更にあたらない。 軽微な文言の修正のため。
令和4年7月22日	Ⅴ 開示請求問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先 ④ 公表場所	大阪府庁本館5階 公文書総合センター（府政情報センター）	大阪府庁本館 公文書総合センター（府政情報センター）	事後	重要な変更にあたらない。 軽微な文言の修正のため。
令和4年7月22日	Ⅰ 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ①部署 （別紙1）備考 Ⅱ ファイルの概要 2 基本情報 ⑥事務担当部署 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 Ⅴ 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	市町村課行政グループ	市町村局行政課行政グループ	事後	重要な変更にあたらない。 軽微な文言の修正のため。
令和5年12月22日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	重要な変更（「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更）のため
令和5年12月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	重要な変更（「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更）のため
令和5年12月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。	住民基本台帳ネットワークに関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。	事前	重要な変更（「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更）のため
令和5年12月22日	Ⅰ 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	重要な変更（「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更）のため
令和5年12月22日	Ⅰ 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別紙に記載	別紙に記載	事前	重要な変更（「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更）のため
令和5年12月22日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2①システムの名称	—	附属連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附属連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	重要な変更（「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更）のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムにおいて使用するシステム2②システムの機能	別紙に記載	別紙に記載	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	I 基本情報 3 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	別紙に記載	別紙に記載	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を手する金銭的、時間的コストの節約)や、行政における事務の合理化につながるが見込まれる。	本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	I 基本情報 5 個人番号の利用 法律上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	(別添1)事務の内容	—	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務	—	新規に作図		
令和5年12月22日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務 (備考)	—	別紙に記載	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	10人未満		
令和5年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	大阪府電子調達(電子入札)システムにて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/	大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実績状況)にて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。都道府県サーバ集約センターへの入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。都道府県サーバ集約センターへの入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ①ファイルの種類	—	システム用ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ②対象となる本人の数	—	1,000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ③対象となる本人の範囲及びその必要性	—	大阪府内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において大阪府内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 その妥当性 全ての記録項目	—	10項目以上50項目未満 [○]個人番号 [○]14情報(氏名、住所、性別、生年月日) [○]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)) ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された住民に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票大阪府サーバに連携する場合がある。提供後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。 別添2を参照。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ⑤保有開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ⑥事務担当部署	—	総務部市町村局行政課行政グループ	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	—	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(大阪府内市町村) [○]その他(大阪府サーバ(※入手には該当しないが、大阪府サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	—	[○]専用線	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	—	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	—	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として法令に基づき構築された専用回線である住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができることとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏洩などの事件や障害は一度も発生していない。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	—	・大阪府知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ・大阪府知事が保有する本人確認情報を使用することについて、住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)等及び大阪府ホームページに明示されている。 ※大阪府知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	—	特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の他の執行機関から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 使用者数	—	総務部市町村局行政課行政グループ 10人未満	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	—	大阪府の他の執行機関からの附票本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関→附票大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供する(附票大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	—	該当なし。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	—	該当なし。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)「附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	—	委託する (1件)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	—	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用と同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する 特定個人情報ファイルの範囲	—	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する 特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	1,000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する 特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する 特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱い者数	—	10人未満	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○]専用線	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認情報	—	大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実績状況)にて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	—	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	—	再委託する	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	—	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	—	附票大阪府サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に依らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	—	[○]提供を行っている(1件) [○]移転を行っている(1件)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	—	大阪府の他の執行機関(大阪府教育委員会など)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	—	住基法別表第六に掲げる、大阪府の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	—	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	—	1,000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	—	[○]専用線 [○]電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) [○]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	—	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	—	大阪府の知事部局の他の部署	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	—	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	—	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	—	1,000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	—	[○]専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [○]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	—	大阪府の知事部局の他の部署から検索要求があった都度、随時。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。都道府県サーバ集約センターへの入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	—	1年未満 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 漢字 9. 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11. 最終住所 外字数 12. 異動年月日 13. 旧住民票コード 14. 附票管理市町村コード 15. 附票本人確認情報状態区分 16. 外字フラグ 17. 外字パターン 18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、自都道府県その他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。 ・提供先・移転先における特定個人情報の用途については、住基法等で制限されている。	・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、大阪府その他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。 ・提供先・移転先における特定個人情報の用途については、住基法等で制限されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	発生あり ①講座終了後に、参加予定者一覧表を紛失した。講座の委託業者が誤って受講者に書類と共に参加予定者一覧表を渡してしまったことが判明し、受講者から回収した。(219名分) ②倉庫に保管していた職員の個人情報を含む書類を委託業者が誤って廃棄した。(17903名分) ③ホームページに掲載したエクセルデータに個人情報に記載されたシートが添付されていた。閲覧者からの指摘による判明後、直ちに当該エクセルデータを削除した。(329名分) ④電子メールを送信する際、「BCC」欄にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し、メールアドレスが互いに見える状態で送信してしまった。(192名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	発生あり ①府の委託事業受託事業者において、事業者が利用登録施設を電子メールで送信する際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(145名分) ②協会会員に対し、電子メールで送信した際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(118名分) ③電子メールを送信する際に「BCC」欄にアドレスを入力すべきところを誤って「CC」欄に入力したため、電子メールアドレスが互いに見える状態で送信した。(123名分) ④講演会の申込者の個人情報のデータをホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできる状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「Bcc」欄にアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し一斉送信を行ったため、アドレスが互いに見える状態となった。(111名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①持ち出した個人情報は、ファイルに綴じ込む等他の書類と紛れないよう徹底した。 ②委託業者が入室可能な倉庫に、府の書類を置かないよう管理した。 ③ホームページにデータを掲載する際は、新しいファイルに添付する等した上で、複数の職員で確認した。 ④安心一斉送信システムを活用するとともに、送信前に別の職員によるチェックを徹底した。	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。 ③庁外に多数の電子メールを送信する際には、「BCC」欄にアドレスを入力しているかを、複数人で確認することを再度徹底し、安心一斉送信システムも活用する。 ④ホームページの更新作業マニュアルを作成し、操作手順や掲載するデータに個人情報が含まれていないかを複数人で確認することを徹底する。 ⑤庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名	—	(2)都道府県知事附票保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	—	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手 が行われるリスク リスクの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク2 不適切な方法 で入手が行われるリスク リスクに対する措置の 内容	—	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク2 不適切な方法 で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認 の措置の内容	—	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認 の措置の内容	—	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることをシステムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確 性確保の措置の内容	—	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されているものに対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリスク その他の措置の内容	—	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク4 入手の際に特 定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の 内容	—	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク4 入手の際に特 定個人情報が漏えい・紛失す るリスク リスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた 紐付け、事務に必要な情報 との紐付けが行われるリス ク 宛名システム等におけ る措置の内容	—	附票大阪府サーバは、宛名システム等とは接 続しない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた 紐付け、事務に必要な情報 との紐付けが行われるリス ク 事務で使用するその 他のシステムにおける措置の 内容	—	附票大阪府サーバは、住民基本台帳ネット ワークシステム以外のその他の庁内システム とは接続しない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた 紐付け、事務に必要な情報 との紐付けが行われるリス ク その他の措置の内容	—	—(他のシステム等と接続を行っていないこと から当該リスクは存在しないため、空欄とす る。)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた 紐付け、事務に必要な情報 との紐付けが行われるリス ク リスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者 (元職員、アクセス権限の ない職員等)によって不正に 使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	—	行っている 照合ID及び生体認証(静脈認証)によるユー ザー認証を行う。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者 (元職員、アクセス権限の ない職員等)によって不正に 使用されるリスク アクセス権限の発行・ 失効の管理 具体的な管理方法	—	行っている ・システム使用者の異動や退職等が発生した 際に、住民基本台帳ネットワークシステム上 でアクセス権限の返却、発効処理を行うと ともに、管理簿によりアクセス権限を与えた 職員の照合ID・名前・付与日時等を管理 をしている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者 (元職員、アクセス権限の ない職員等)によって不正に 使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	—	行っている 記録した管理簿について、アクセス権限の 返却・発効管理が適切に行われていること を、年1回以上の定期的な棚卸しにより確 認し、その記録を残す。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用 の記録 具体的な管理方法	—	記録を残している ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務以外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	—	・システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務以外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報 ファイルが不正に複製される リスク リスクに対する措置の内容	—	都道府県サーバの運用管理を行っている委託先以外は、特定個人情報ファイルを複製できないことをシステム上担保している。また、委託先においても、適切なシステム運用管理権限を有する者以外は、定期運用に基づくバックアップ時等以外では複製できないことをシステム上担保している。加えて、当該バックアップ時等以外にファイルを複製しないよう、上記の権限を有する者に研修を実施している。更に、委託契約の中で、個人情報取扱特記事項を定め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、義務に違反した場合、契約の解除や損害賠償を請求する旨を規定している。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報 ファイルが不正に複製される リスク リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人情報 の不正入手・不正な使用、 不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関する リスク 情報保護管理体制の 確認	—	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使用、 不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリスク 特定個人情報ファイル の閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	—	制限している ・委託先(再委託先)には、附票本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。また、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・契約書に基づき、委託業務に係る作業者名簿を提出させ、作業者を限定している。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使用、 不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリスク 特定個人情報ファイル の取扱いの記録 具体的な方法	—	記録を残している ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告」について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使用、 不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリスク 特定個人情報の提供 ルール	—	定めている	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使用、 不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリスク 特定個人情報の提供 ルール 委託先から他社への 提供に関するルールの内容 及びルールの遵守の確認方法	—	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である本府は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告」について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使用、 不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリスク 特定個人情報の提供 ルール 委託元と委託先間の 提供に関するルールの内容 及びルール遵守の確認方法	—	委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使 用、不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリ スク 特定個人情報の消去 ルール ルールの内容及び ルール順守の確認方法	—	定めている ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、本府職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使 用、不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリ スク 委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定 規定の内容	—	定めている ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託先の個人情報保護管理体制に関する調査を行うことができる規定等を契約書において定めるとも に、本府と同様の安全管理措置を義務付ける。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使 用、不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリ スク 再委託先による特定個人 情報ファイルの適切な取扱 いの確保 具体的な方法	—	十分に行っている ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付けるとともに、委託先に対して定期的に実施状況等を報告させること等により、必要かつ適切な監督を行っている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人 情報の不正入手・不正な使 用、不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正 な使用等、再委託に関するリ スク リスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク1 不正な提供・移 転の記録 特定個人情報の提供・ 移転の記録 具体的な方法	—	記録を残している 特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク1 不正な提供・移 転の記録 特定個人情報の提供・ 移転のルール ルールの内容及び ルール順守の確認方法	—	定めている 以下の法令等に基づいて、特定個人情報の提供・移転を行っている。 ・住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領 ・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則 ・大阪府本人確認情報利用手続要領 また、大阪府独自で導入している大阪府庁内に設置された住基ネット機器の監視を行う監視サーバを活用した常時監視やシステム操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)の確認によって、上記法令等に基づいた特定個人情報の提供・移転が行われていることの確認を行っている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク1 不正な提供・移 転の記録 リスクへの対策は十分 か	—	2) 十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク2 不適切な方法 で提供・移転が行われるリス ク リスクに対する措置の 内容	—	・相手方(附票全国サーバ)と附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。 ・提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク2 不適切な方法 で提供・移転が行われるリス ク リスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク3 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転して しまうリスク リスクに対する措置の 内容	—	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(附票全国サーバ)と附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、情報を暗号化し格納した媒体による情報の提供・移転が必要な場合には文書による確認を実施し、法令上の根拠のない相手先へ情報の提供・移転を防止している。	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク3 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転して しまうリスク リスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 6 情報提供ネットワーク システムとの接続	—	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ①NISC政府機関統一 基準群	—	政府機関ではない	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ②安全管理体制	—	十分に整備している	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ③安全管理規定	—	十分に整備している	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・規定 の職員への周知	—	十分に周知している	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	—	十分に行っている ・附票都道府県サーバの集約センターにおい て、監視カメラを設置してサーバ設置場所への 入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおい ては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所 を施錠管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒 体の保管場所を施錠管理する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手 順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うと ともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残 す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体につい ては、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行 う。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	—	十分に行っている 主に下記の対策を講じている。 ・ファイアーウォールの導入、ファイアーウォ ールログの解析 ・専用回線の利用 ・データの暗号化 ・サーバ間の相互認証 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を 行う。 ・OSのセキュリティ更新プログラム、住基ネット アプリケーションの修正プログラムを配信の都 度更新する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ	—	十分に行っている	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の 策定・周知	—	十分に行っている	事前	重要な変更(「デジタル手続 法1の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更」 のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に評価 実施機関において、個人情報 に関する重大事故が発生し たか その内容	—	発生あり ①府の委託事業受託事業者において、事業者 が利用登録施設を電子メールで送信する際、 BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄 に入力したため、メールアドレスを互いに見え る状態で送信した。(145名分) ②協会会員に対し、電子メールで送信した際、 BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄 に入力したため、メールアドレスを互いに見え る状態で送信した。(118名分) ③電子メールを送信する際に「BCC」欄にアド レスを入力すべきところを誤って「CC」欄に入 力したため、電子メールアドレスが互いに見え る状態で送信した。(123名分) ④講演会の申込者の個人情報のデータをホー ムページに掲載し、閲覧及びダウンロードでき る状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「Bcc」 欄にアドレスを入力すべきところ、誤って「宛 先」欄に入力し一斉送信を行ったため、アドレ スが互いに見える状態となった。(111名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本 人確認情報の管理及び提供等に関する事務 においては、個人情報に関する重大事故の発 生はない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に評価 実施機関において、個人情報 に関する重大事故が発生し たか 再発防止策の内容	—	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示 した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合 には、安心一斉送信システムを活用する。その 他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブ ルチェックを再度徹底する。 ③庁外に多数の電子メールを送信する際に は、「BCC」欄にアドレスを入力しているかを、 複数人で確認することを再度徹底し、安心一 斉送信システムも活用する。 ④ホームページの更新作業マニュアルを作成 し、操作手順や掲載するデータに個人情報 が含まれていないかを複数人で確認すること を徹底する。 ⑤庁外に多数の電子メール発信が必要な場 合には、安心一斉送信システムを活用する。そ の他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダ ブルチェックを再度徹底する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	—	保管していない	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の の漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク2 特定個人情報 が古い情報のまま保管され 続けるリスク リスクに対する措置の 内容	—	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供 される個人番号は、自都道府県の他の執行機 関又は他部署等からの求めにより提供・移転 された後は、障害発生等により提供・移転先で 情報を受領できなかった場合に備えて一時的 に保存されるのみであり、情報が更新される必 要はない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク2 特定個人情報 が古い情報のまま保管され 続けるリスク リスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	—	定めている ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない) ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	事前	重要な変更(「デジタル手続法1の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更」)のため
令和5年12月22日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク リスクへの対策は十分か		十分である。	事前	重要な変更(「デジタル手続法1の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更」)のため
令和8年3月4日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事後	記載誤りのため
令和8年3月4日	I 基本情報 5 個人番号の利用 法律上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年9月9日法律第65号)による住基法の改正及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)による住基法の改正に対応するため
令和8年3月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	同法が令和6年5月27日に施行されたため。
令和8年3月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	同法が令和6年5月27日に施行されたため。
令和8年3月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 漢字 9. 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11. 最終住所 外字数 12. 異動年月日 13. 旧住民票コード 14. 附票管理市町村コード 15. 附票本人確認情報状態区分 16. 外字フラグ 17. 外字パターン 18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 漢字 9. 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11. 最終住所 外字数 12. 異動年月日 13. 旧住民票コード 14. 附票管理市町村コード 15. 附票本人確認情報状態区分 16. 外字フラグ 17. 外字パターン 18. 通知区分 19. 旧氏 漢字 20. 旧氏 外字数 21. 旧氏 ふりがな 22. 旧氏 外字変更連番 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載追加に対応するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月3日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、市町村における市町村CS、大阪府における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、市町村における市町村CS、大阪府における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム1 ②システムの機能	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、5情報又はその他住民票関係情報に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	事後	都道府県の業務効率化を目的として、都道府県が所管する住基ネットの都道府県サーバに、都道府県の端末から直接、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得できる機能(一括抽出機能)の拡張の開発を行うことに伴う記載の見直しのため。
令和8年8月3日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	4. 機構への情報照会 :大阪府知事部局及び他の執行機関が全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	4. 機構への情報照会 :大阪府知事部局及び他の執行機関が全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	5. 本人確認情報検索 :都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	5. 本人確認情報検索 :都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の5情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	4. 機構への情報照会 :附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。	4. 機構への情報照会 :附票全国サーバに対して住民票コード又は5情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	5. 附票本人確認情報検索 :附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	5. 附票本人確認情報検索 :附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容 概要図	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 4情報等	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 5情報等	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容 概要図	(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 4情報等	(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 5情報等	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容 備考 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①大阪府の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①大阪府の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は5情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容 備考 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、個人番号又は5情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容 備考 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	5. 本人確認情報検索に関する事務 5-①4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存本人確認情報を検索する。	5. 本人確認情報検索に関する事務 5-①5情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存本人確認情報を検索する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容備考 (2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①大阪府の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①大阪府の他の執行機関又は他部署において、5情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容備考 (2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。	4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、5情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	(別添1)事務の内容備考 (2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存附票本人確認情報を検索する。	5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①5情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存附票本人確認情報を検索する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(イ)大阪府の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関→大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関)。	(イ)大阪府の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関→大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は5情報等を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関)。	事後	都道府県の業務効率化を目的として、都道府県が所管する住基ネットの都道府県サーバに、都道府県の端末から直接、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得できる機能(一括抽出機能)の拡張の開発を行うことに伴う記載の見直しのため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(オ)4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。	(オ)5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(上記ア)都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (上記イ・エ・オ)大阪府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 (上記ウ)請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 (上記カ)市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。	(上記ア)都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (上記イ・エ・オ)大阪府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の5情報等との突合を行う。 (上記ウ)請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 (上記カ)市町村CSとの整合処理を実施するため、5情報等との突合を行う。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された住民に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票大阪府サーバに連携する場合がある。提供後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	・5情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された住民に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票大阪府サーバに連携する場合がある。提供後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	大阪府の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関又は他部署→附票大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供・移転に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	大阪府の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関又は他部署→附票大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード又は5情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供・移転に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限り。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限り。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限り。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限り。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。	特定個人情報(個人番号、5情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。
令和8年8月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。	特定個人情報(個人番号、5情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため。